

川越市老人憩いの家指定管理者公募内容に関する質問への回答

1. 指定管理者の職員の位置づけについて

【質問の件名及び要旨等】

公の施設である老人憩いの家の管理を指定管理者の職員が公の施設（老人憩いの家）の管理のために行う行為を行ったときに賠償事案が発生した場合は、広い意味での公権力の行為に当たるものなのか。仮に当たるものならば、判例（最高裁平成19年1月25日判決）にもあるとおり、当該職員は国家賠償法第1条に規定する公務員に該当するものと認識してよろしいのか御教示願います。

【回答】

指定管理者制度において、公の施設である老人憩いの家の管理を指定管理者の職員が行う場合、その行為が広い意味での公権力の行使に当たるかどうかは、具体的な状況や行為の内容によって異なります。

一般的には、本施設内において指定管理者の職員が行う業務は、施設の運営や管理に関するものであり、通常は公権力の行使には該当しないものと考えられます。

また、指定管理者制度の下での業務は、地方自治体が本来行うべき公の施設の管理運営を民間に委ねるものであり、その業務は通常の民間業務と同様に扱われることが多いと考えられます。

したがって、指定管理者の職員が行う行為が直ちに公権力の行使に該当するか否かについては、個別の事案に応じて判断されるべきものであり、具体的な状況や行為の内容を踏まえて判断する必要があります。

2. 指定管理業務に関する債務負担行為について

【質問の件名及び要旨等】

指定期間中の指定管理料については、地方自治法第214条に基づく債務負担行為を設定する予定とのことですが、従来に関しても同様に債務負担行為の設定がなされていたと思料しますが、今回の債務負担行為はどのような相違があるのか御教示願います。

【回答】

ご質問の指定管理料に関する債務負担行為についてですが、本市では、複数年度にわたる指定管理料の支出に係る債務負担行為においては、事業費が変動する可能性があるため、限度額を金額ではなく文言で設定してまいりました。

しかしながら、債務負担行為を設定しても、後年度の予算額が確約されないために事業計画書のとおりにな定的な事業運営ができない可能性があること、指定管理事業の総額を金額で設定していないため、事業全体の規模を公表できないこと、及び、事業者からの提案額以上の額を支出している可能性があり、事業者選定時の他の候補者との公平性に欠けることが課題となっておりました。

以上のことから、指定管理事業者指定に伴う債務負担行為の設定方法については、令和7年度以降に指定管理事業者を指定し、指定した翌年度から新たに指定管理を開始する施設より、次のとおり見直すこととなりました。

(見直し内容)

- ア 指定管理事業者指定に伴う債務負担行為における限度額は、金額で設定する。
- イ 債務負担行為を設定する場合は、公募の場合は募集要項作成前の時点で指定管理料の査定を行い、設定後は年度ごとの査定は行わない。
- ウ 社会情勢の変化等により急激な経費変動があった場合には、債務負担行為の追加や単年度の補助等により、経費変動分に対する事業費の設定を検討する。

3. 指定管理業務に関する年度事業計画書等の申請について

【質問の件名及び要旨等】

債務負担行為設定に伴い5年間の指定が担保されますが、各年度の指定管理料の支払いは市所管課の事業予算措置及び予算執行に係わってきます。

当該年度の指定管理料予算措置は、指定管理申請に際しての各年度申請額どおりの金額が予算措置されるのか、あるいは従前同様に管理協定書に基づき年度事業計画書等の申請がなされるものか御教示願います。

【回答】

ご質問の指定管理業務に関する年度事業計画書等の申請についてですが、「2. 指定管理業務に関する債務負担行為について」の回答でも記載させていただいておりますが、指定管理事業者指定に伴う債務負担行為における限度額は、金額で設定するとともに、債務負担行為を設定するにあたっては、公募の場合は募集要項作成前の時点で指定管理料の査定を行い、設定後は年度ごとの査定は行わないものとなります。

したがって、今後は、年度ごとの協定書の締結は行わず、業務内容の詳細、指定管理者に支出する委託費の額と支払時期、個人情報保護、事業報告書の内容と提出時期などを指定管理者と市が協議し、合意した内容については、基本協定書に盛り込む形で締結する予定です。

4. 指定管理業務に関する経費について

【質問の件名及び要旨等】

指定期間中の経費に関して社会情勢の変化等により急激な経費変動があった場合や税制改正への対応は、都度、市と協議するもの」と記載がありますが、協議によって債務負担行為額、現年度予算額の増額が見込めると理解してよろしいか、あるいはあくまで申請者側で負担すべきものと理解すべきものか御教示願います。

【回答】

ご質問の指定管理業務に関する経費についてですが、「2. 指定管理業務に関する債務負担行為について」での回答でも記載させていただいておりますが、社会情勢の変化等により急激な経費変動があった場合には、債務負担行為の追加や単年度の補助等により、経費変動分に対する事業費の設定を検討いたします。

5. 賠償責任保険への加入について

【質問の件名及び要旨等】

市と指定管理者の役割分担に関して、今回、新たに市において利用者等に関する賠償責任保険への加入がなされるとの記述があります。従前は、管理協定書の規定で指定管理者において施設賠償保険、第三者賠償保険及び個人情報漏えい賠償責任保険の加入が定められていました。

本来、公の施設である老人憩いの家の管理を指定管理者の管理に委ねたとしても、施設設置者として市の賠償責任は免れ得ないものと思料します。市においては、指定管理対象施設にかかわらず、公共施設や公の営造物に係る賠償責任保険には加入しているものと思料します。

今回、新たに市において賠償責任保険の加入をされた趣旨はどのようなものか、また利用者等に関する賠償責任保険の範囲はどのようなものか御教示願います。

【回答】

ご質問の件、賠償責任保険への加入についてですが、以前より全国市長会が加入市を被保険者とする団体保険契約「市民総合賠償補償保険」に加入しており、施設の利用者に対する事故や損害に対する賠償責任をカバーしています。

具体的には、施設内での事故や怪我、設備の不具合による損害などが対象となるほか、個人情報漏えいに関する賠償責任も含まれます。

今回、債務負担行為の設定に伴う査定に伴い、現指定管理者が加入する施設賠償責任保険の内容と重複するとの指摘があったことから、募集要項の記載を見直したものです。